## 社会福祉法人香川県共同募金会配分委員会設置・運営規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人香川県共同募金会配分委員会(以下「配分委員会」 という。)の設置、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 配分委員会は、香川県における共同募金寄付金の公正な助成に資することを目 的として、関係法令及び社会福祉法人香川県共同募金会定款に基づき設置する。

### (職 務)

- 第3条 配分委員会は、次の各号に掲げる事項について審議を行う。
  - (1) 共同募金の助成計画に関する事項
  - (2) 共同募金の助成額に関する事項
  - (3) 準備金の積立てに関する事項
  - (4) 準備金の助成及び他の都道府県共同募金会から準備金拠出を受けた資金の助成に関する事項
  - (5) 他の都道府県共同募金会に対する準備金の拠出に関する事項
  - (6) 社会福祉法人香川県共同募金会が保有する基金等にかかる助成に関する事項
  - (7) その他、配分委員会が必要と認めた事項
- 2 配分委員会は、助成を申請する者に対し、必要により調査を行う。

#### (組 織)

- 第4条 配分委員会は、委員14名をもって組織する。
- 2 助成に係る特別な事項を調査及び審議するため、必要により、配分委員会に臨時委員を置くことができる。
- 3 第3条第1項各号及び第2項に掲げる事項の審議及び調査にあたり、内容を精査するため、必要により、配分委員会に小委員会を置くことができる。

### (委員)

第5条 配分委員会の委員及び臨時委員は、民意を公正に代表する者を選出することとし、次の各号に掲げる中から、理事会の決議によって選任する。

議決を経て会長が委嘱する。

- (1) 共同募金寄付者の代表者
- (2) 社会福祉事業·更生保護事業関係者
- (3) 学識経験者
- (4) 報道関係者
- (5) 役員及び評議員。ただし、役員は配分委員の総数の3分の1を超えてはならない。 また、役員と評議員をあわせ、前条第1項に規定する委員数の2分の1を超えてはな らない。
- 2 次の各号に掲げる者は、配分委員会の委員及び臨時委員になることができない。

- (1) 共同募金の配分を受ける者
- (2) 社会福祉法第40条第1項各号のいずれかに該当する者
- (3) 国及び地方公共団体で職務を行う者

### (委員長及び副委員長)

- 第6条 配分委員会に委員長を1名置く。委員長は、配分委員会の委員の互選により選出する。
- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する副委員長が、その職務を代 理する。

# (任期)

- 第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 委員に欠員が生じたときは、遅滞なく、補欠の委員を委嘱する。この場合において、 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 臨時委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

# (会 議)

- 第8条 配分委員会は、会長が招集する。
- 2 会長は、配分委員会の委員の総数の3分の1以上の委員が審議すべき事項を示して配 分委員会の招集を請求したときは、その請求があった日から30日以内に、配分委員会 を招集する。
- 3 配分委員会の議長は、委員長がこれにあたる。
- 4 配分委員会は、過半数の委員が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 5 配分委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議 長の決するところによる。
- 6 前項の場合において、議長は配分委員会の決議において委員として議決に加わること ができない。
- 7 第5項の規定にかかわらず、配分委員会の委員の全員が書面又は電磁的記録により同 意の意思表示をしたときは、配分委員会の決議があったものとみなす。

### (災害等準備金執行等の特例)

第9条 災害等緊急時に限り、準備金の配分及び被災都道府県への拠出等並びに緊急助成 基金の配分については、あらかじめ配分委員会において了解を得た範囲において委員長 が専決することができる。

### (小委員会)

- 第10条 小委員会の委員は、若干名の配分委員会の委員(臨時委員を含む。)で構成し、 委員長から指示のあった事項について調査及び審議を行い、配分委員会に報告する。
- 2 小委員会の委員は、配分委員会の委員の互選により選出する。
- 3 小委員会の座長は、配分委員会の委員の互選により選出する。

4 小委員会の運営は、配分委員会に準ずるものとする。

(施行細則)

第11条 この規程に定めるもののほか、配分委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において定める。

附 則

この規程は、平成13年4月19日より施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成27年8月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。